

「市町村の業務改革促進に係る RPA 導入等業務委託」企画提案競技

質問への回答

<質問 1>

- ・ 質問項目：企画提案競技実施要領 2 頁 6 (2) ① (ウ) 概算見積書
- ・ 質問内容：「今年度及び令和 2 年度以降（ランニングコスト）について年度ごとに概算見積書を提出すること」とありますが、令和 2 年度以降の御見積については 1 部ご提示すればよろしいでしょうか？
それとも、令和 2 年度、令和 3 年度といったように年度ごとにご提示すればよろしいでしょうか？この場合何年分をご提示すればよろしいでしょうか？また、消費税については 10%を想定すればよろしいでしょうか？

<回答 1>

令和 2 年度以降の見積については、ランニングコストとして 1 部ご提示いただければ結構ですが、ランニングコストが年度により異なる等の場合は複数ご提示ください。

なお、消費税については 10%と仮定して計算してください。

<質問 2>

- ・ 質問項目：仕様書 2 頁 2 (2) ⑧
- ・ 質問内容：「本業務において作成した自動化シナリオ等のライセンス等権利は、本業務終了時に県又はモデル事業実施市のどちらかが保有できるよう、本業務により手配すること。」とありますが、弊社ご提案システムでは、作成したシナリオをお渡しすることは可能ですが、利用するには別途ライセンス利用料が必要となります。
本業務終了後のライセンス利用料はランニングコストという認識でよろしいでしょうか？

<回答 2>

お見込みのとおり、本業務終了後に必要とされる費用はすべてランニングコストとして、令和 2 年度以降の概算見積書（様式 3）に計上してご提出ください。

<質問3>

- ・ 質問項目：仕様書5頁 3 (2) ⑦研修会・見学会対応
- ・ 質問内容：「県内市町村向けの研修会・見学会等に立会い、適宜 RPA のデモ及び説明等を行うこと。」とありますが、「県内市町村向け」とは今回モデル事業実施市（弘前市、八戸市、むつ市）以外の市町村に対するデモ及び説明等という意味合いでしょうか？ この場合想定されている具体的な内容をご教示いただけませんか？（時期、回数、進め方等）

<回答3>

以下のとおり想定しています。進め方については、県が主催し、受託者には所定の時間内で RPA ソフトウェアのデモ又は説明を行っていただく予定です。

- ・ 全市町村向け研修会：2回（8～9月頃、2月頃）
- ・ モデル事業実施市に対する研修会：3市において各1回（計3回）程度（7月頃）
- ・ モデル事業実施市以外に対する見学会：3市において各1回（計3回）程度（11～12月頃）

<質問4>

- ・ 質問項目：仕様書3頁 3 (2) ② (イ)
- ・ 質問内容：「モデル事業実施市から RPA ツールの適用を検討している候補業務（以下「候補業務」という。）を集約し、受託者は候補業務に対して RPA 導入可能性の評価等を実施すること。」とありますが、想定されるモデル事業実施市の「候補業務の作成時期」及び「候補業務数」をご教示下さい。

<回答4>

想定されるモデル事業実施市の「候補業務の作成時期」は7～8月頃、「候補業務数」は現時点では未定です。

<質問5>

- ・ 質問項目：仕様書4頁 3 (2) ⑥ (ア)
- ・ 質問内容：「受託者は作成した自動シナリオを実行し、その稼働状況を確認すること」とありますが、日次処理を適用業務に選んだ場合でも、受託者が日々実行及び稼働状況の確認を行わなければならないのでしょうか？
モデル事業実施市職員様に自動シナリオの実行及び稼働状況の確認をして頂くことは可能でしょうか？

<回答5>

必ずしも受託者が日々実行及び稼働状況の確認を行わなければならないものではありませんが、モデル事業実施市に自動シナリオの実行及び稼働状況の確認をさせる場合は、簡易に稼働状況を確認できるよう配慮してください。

<質問6>

- ・ 質問項目：仕様書6頁 4 (4) ②4行目
- ・ 質問内容：「なお、本契約終了後のサポートについては、その内容及び料金について、事前に県に示すこと。」とありますが、本契約終了後のサポート内容及び料金は、モデル事業実施市に対するサポート内容及び料金という認識でよろしいでしょうか？

<回答6>

お見込みのとおりです。

<質問7>

- ・ 質問項目：企画提案競技実施要領1頁 2参加資格要件
- ・ 質問内容：「(2) 青森県内に本社、支社、事業所、又は保守拠点を有している者であること。」とありますが、県内に本社、支社、事業所、又は保守拠点がなく、県内に保守拠点を持つグループ企業への再委託により保守を行う場合も、本企画提案競技に参加可能でしょうか。

<回答7>

本企画提案競技では、本社、支社、事業所、又は保守拠点を自社で有している者を対象としています。